

令和元年10月9日

全日本不動産協会都道府県本部 会員事業者 各位

国土交通省住宅局安心居住推進課

民間賃貸住宅における入居制限等に関するアンケート調査  
〈〈全国調査〉〉協力をお願い

平素より住宅セーフティネットに関する取組みにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、住宅確保要配慮者（以下、「要配慮者」という。）が賃貸住宅への入居を希望する際に、賃貸人が要配慮者の属性によって入居を制限する等の実態や、必要とする居住支援策等を把握するため、全国の賃貸住宅事業に携わる不動産事業者を対象としたウェブアンケート調査（全国調査）を行うこととなりました。

つきましては、下記のウェブアンケート調査URLにアクセスのうえ、ご回答くださいますよう、ご協力をお願い致します。

なお、ご回答内容は、すべて統計的に処理され、回答者様が特定されることはなく、統計の目的以外に使用することはありません。また、調査結果は、都道府県ごとに集計し、都道府県の担当課に提供させていただく予定です。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査について趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. ウェブアンケート調査回答期限：令和元年11月25日（月）

ウェブアンケート調査 URL：<https://www.net-research.jp/984910/>

※パソコンまたはスマートフォンでご回答ください。

※アンケートのご回答に要する時間の目安は、15分程度です。

2. 調査概要

- ・調査主催：国土交通省住宅局安心居住推進課
- ・調査名：民間賃貸住宅における入居制限等に関するアンケート調査
- ・調査対象：全国の賃貸住宅事業に携わる不動産事業者 （売買のみの事業者様は回答不要）

3. 注意事項

- ・回答内容の途中保存はできませんのでご注意ください。
- ・回答を中断する場合は、ブラウザを閉じてください。
- ・回答結果は保存・印刷できないため、各自でメモ等していただくようお願いします。
- ・調査最終画面の「送信」ボタンを押すと回答完了となります。「送信」後、回答の修正はできません。

4. 問い合わせ先

＜調査趣旨に関する問い合わせ＞

国土交通省住宅局安心居住推進課（大津）TEL：03-5253-8111（内線39864）

＜調査項目、回答方法に関する問い合わせ＞

株式会社浦ハウジング&プランニング福岡支店（福井・清水）

TEL：092-472-1935 FAX：092-451-7408 本調査専用 E-Mail：[f-chosa@ichiura.co.jp](mailto:f-chosa@ichiura.co.jp)

※本調査は、国土交通省の委託調査事業により、株式会社浦ハウジング&プランニングが調査結果の集計を行います。

（東京支店で受託し、調査事業の一部を福岡支店で担当しています）

以上

アンケート調査 URL : <https://www.net-research.jp/984910/>

調査実施期間 : 2019 年 10 月 17 日～11 月 25 日

- ・パソコンまたはスマートフォンでご回答ください。
- ・アンケートのご回答に要する時間の目安は、15 分程度です。
- ・回答内容の途中保存はできませんのでご注意ください。
- ・回答を中断する場合は、ブラウザを閉じてください。
- ・回答結果は保存・印刷できないため、各自でメモ等していただくようお願いします。
- ・調査最終画面の「送信」ボタンを押すと回答完了となります。「送信」後、回答の修正はできません。

主催：国土交通省 住宅局 安心居住推進課

## 民間賃貸住宅における入居制限等に関するアンケート

### 【記入・回答上の注意】

- 設問は全部で**12問**あります。  
途中で回答をやめた場合、回答は送信されませんのでご注意ください。  
(途中保存できないため、改めてのご回答となります。)
- 本アンケートは、**賃貸住宅事業に携わる事業者の方を対象**としています。  
売買専門の事業者の方は回答不要です。
- 該当項目で「その他」を選択した場合は、出来るだけ具体的に記入をお願いします。

下記アンケートにご協力お願いいたします。

**注) このアンケートでは、下記の世帯を総称して「住宅確保要配慮者」とします。**

- ・高齢単身世帯 (65歳以上)
- ・高齢者のみの世帯 (夫婦など)
- ・障害者のいる世帯
- ・ひとり親世帯
- ・子育て世帯 (18歳未満の子どものいる世帯)
- ・外国人世帯 (外国人 (留学生を含む) のいる世帯)
- ・低額所得\*世帯 (生活保護受給世帯含む)  
\*公営住宅の入居者資格を勘案した月収15.8万円以下
- ・ホームレス (定まった住居を持たずに、日常生活を営んでいる者)

貴社の概要（ご回答者の事業所のみの概要）についてお聞かせください。

## Q1

貴社の概要についてお尋ねします。

貴社（ご回答者の事業所）の所在地として、該当する選択肢をお選びください。

単一回答

必須回答

▲ とじる

以下を選択



vを押すと選択肢（都道府県名）  
が表示されます

## Q2

貴社（ご回答者の事業所）の所属する団体として、該当する選択肢をすべてお選びください。

複数回答

必須回答

▲ とじる

1 宅地建物取引業協会

2 全日本不動産協会

3 その他

## Q3

所属の事業所の賃貸住宅事業の業態としてあてはまるものをすべてお選びください。  
※売買については回答不要です。

複数回答

必須回答

▲ とじる

1 自社賃貸

2 仲介

3 管理

4 その他

入居制限（拒否）の現状についてお聞かせください。

## Q4

貴社の管理または仲介する賃貸住宅において、入居を制限（拒否）している住宅がありますか（家主の意向も含む）。  
世帯種別ごとに、該当する選択肢をお選びください。

① 単一回答

★ 必須回答

▲ とじる

0/8

住宅確保要配慮者の世帯種別

1 高齢単身世帯  
(65歳以上)

入居制限（拒否）の状況

① 制限している

② 条件付きで制限している

③ 制限なし

④ その他

(必須入力)

2 高齢者のみの世帯  
(夫婦など)

3 障害者のいる世帯

4 ひとり親世帯

5 子育て世帯

6 外国人世帯  
(留学生を含む)

7 低額所得世帯  
(生活保護受給世帯含む)

8 ホームレス

▼を押すと選択肢が表示されます  
(以下、同じ)

## Q5

Q4で「1、制限している」を選択された世帯種別について、お伺いします。  
最も制限する事例が多い世帯としてあてはまるものをひとつお選びください。

⓪ 単一回答

★ 必須回答

▲ とじる

① 高齢単身世帯

② 高齢者のみの世帯

③ 障害者のいる世帯

④ ひとり親世帯

⑤ 子育て世帯

⑥ 外国人世帯

⑦ 低額所得世帯

⑧ ホームレス

## Q6

Q3で「1、制限している」又は「2、条件付きで制限している」を選択された項目について、お伺いします。

それはどのような理由からですか。

該当する理由をすべてお選びください。

✓ 複数回答

★ 必須回答

▲ とじる

### 住宅確保要配慮者の世帯種別

1 高齢単身世帯  
(65歳以上) ▲

#### 入居制限の理由

- 1 家賃の支払いに不安
- 2 衛生面や火災等の不安
- 3 近隣住民との協調性に不安
- 4 孤独死などの不安
- 5 異なる習慣や言語への不安
- 6 保証人がいない
- 7 保証会社の審査に通らない
- 8 その他  
(必須入力)

✕ 閉じる

2 高齢者のみの世帯  
(夫婦など) ▼

3 障害者のいる世帯 ▼

4 ひとり親世帯 ▼

5 子育て世帯 ▼

6 外国人世帯  
(留学生を含む) ▼

7 低額所得世帯  
(生活保護受給世帯含む) ▼

8 ホームレス ▼

## Q7

Q4で「2、条件付きで制限している」を選択された項目について、お伺いします。  
その条件の内容について、該当する選択肢をすべてお選びください。

✓ 複数回答

★ 必須回答

▲ とじる

0/8

### 住宅確保要配慮者の世帯種別

<sup>1</sup> 高齢単身世帯  
(65歳以上) ▲

#### 条件の内容

1 保証人の人数を増やしている

2 保証人を親族や雇い主に限定

3 代理納付制度の利用を条件

4 その他

✕ 閉じる

<sup>2</sup> 高齢者のみの世帯  
(夫婦など) ▼

<sup>3</sup> 障害者のいる世帯 ▼

<sup>4</sup> ひとり親世帯 ▼

<sup>5</sup> 子育て世帯 ▼

<sup>6</sup> 外国人世帯  
(留学生を含む) ▼

<sup>7</sup> 低額所得世帯  
(生活保護受給世帯含む) ▼

<sup>8</sup> ホームレス ▼

住宅確保要配慮者の入居に対しての不安解消のため、必要な取組についての考えをお聞かせください。

## Q8

すべての方にお伺いします。

次の世帯の入居に対する家主等の不安解消のため、どのような取組が必要とお考えですか。

世帯種別ごとに、以下の項目の中から、必要と思う項目をそれぞれ3つまでお選びください。

✓ 複数回答

★ 必須回答

▲ とじる

住宅確保要配慮者の世帯種別	
1	高齢単身世帯 (65歳以上) ▲
必要と思う居住支援策	
【入居前の支援】	
1	入居を拒まない物件の情報発信
2	家賃債務保証の情報提供
3	契約手続のサポート
【入居後の支援】	
4	見守りや生活支援
5	入居トラブルの相談対応
6	金銭・財産管理
7	死亡時の残存家財処理
8	その他 (必須入力)
9	特になし
● 閉じる	
2	高齢者のみの世帯 (夫婦など) ▼
3	障害者のいる世帯 ▼
4	ひとり親世帯 ▼
5	子育て世帯 ▼
6	外国人世帯 (留学生を含む) ▼
7	低額所得世帯 (生活保護受給世帯含む) ▼
8	ホームレス ▼

## Q9

前問で必要とお答えになった入居に対しての不安解消のために必要な取組の中で、最も必要と思う居住支援策をひとつお選びください。

◎ 単一回答

★ 必須回答

▲ とじる

0/8

住宅確保要配慮者の世帯種別	
1 高齢単身世帯 (65歳以上)	▼
2 高齢者のみの世帯 (夫婦など)	▼
3 障害者のいる世帯	▼
4 ひとり親世帯	▼
5 子育て世帯	▼
6 外国人世帯 (留学生を含む)	▼
7 低額所得世帯 (生活保護受給世帯含む)	▼
8 ホームレス	▼

貴社の賃貸住宅事業についてお聞かせください。

## Q10

貴社の実績、管理する賃貸についてお尋ねします。  
下欄におおよその件数をご記入ください。

▲ とじる

1、賃貸住宅あっせん件数

約  件 (H30年度 (1年間) のおおよその件数)

2、1のうち入居を制限 (拒否) した件数

約  件 (H30年度 (1年間) のおおよその件数)

## Q11

管理する賃貸の空き状況として、あてはまるものをお選びください。

◎ 単一回答

- ① ほとんど空き家はない
- ② 1割程度
- ③ 1～3割
- ④ 3～5割
- ⑤ 5～7割
- ⑥ 7割超
- ⑦ 賃貸住宅は管理していない

居住支援のあり方について、ご意見・ご要望などお聞かせください。

## Q12

住宅確保要配慮者への居住支援のあり方について、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

▲ とじる

0/500文字

送信ボタンを押すと回答が確定します。(修正できません)

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。  
送信ボタンを押してください。

送信

TEL : 092-472-1935

FAX : 092-451-7408

E-Mail : f-chosa@ichiura.co.jp

内容に関するお問い合わせ：調査受託会社：株式会社市浦ハウジング&プランニング福岡支店(福井・清水)